

# (仮称) たびと中央ウィンドファーム計画段階環境配慮書に対する意見

## 1 全体的事項について

- (1) 過日、本事業者の元社員が、贈賄罪で逮捕・起訴されるという事件があったことから、当該事件について捜査の推移を見極めるとともに、独自に検証を加え、真相を解明すること。  
また、当該事件について、地元自治会や周辺住民等に対して、十分な説明をするなど、事業者としての責務を果たすとともに、社会的信頼の回復に努めること。  
その上で、環境影響評価法に基づく手続を進めること。
- (2) 事業実施想定区域の周辺には、多くの住居等が存在し、事業の実施にあたっては、周辺住民の理解が不可欠であることから、周辺住民に対して、事業による環境への影響を積極的かつ分かり易く説明するとともに、意見や要望に対しては、十分な説明や誠意を持って対応するなど、誠実に理解の醸成を図ること。
- (3) 本事業は、計画段階であるため、現時点では計画の熟度が低いことから、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）においては、可能な限り事業内容を具体化すること。
- (4) 事業の実施にあたっては、住居等の分布状況や住民意見、地形、地質、風況並びに事業実施想定区域周辺における風力発電事業など多面的・複合的な視点から風力発電機の規模や配置等に関して複数案を検討し、周辺環境への影響を回避すること。また、その検討結果を方法書へ具体的に記載すること。
- (5) 環境影響評価の実施にあたっては、専門家等の指導及び助言を仰いだ上で、最新の科学的知見や評価手法を採用し、定量的に予測及び評価するとともに、方法書への記載にあたっては、平易な表現や図等を用いるなど、理解しやすい内容とすること。  
なお、環境影響評価の過程において、評価項目及び手法の選定等に新たな事情が生じた場合は、適時適切に評価項目等の見直しを実施すること。
- (6) 事業実施想定区域の周辺では、他の風力発電事業が計画されており、累積的な影響が懸念されることから、他の風力発電事業による影響を受けると予想される地域を調査地点として選定し、他の風力発電事業による影響も含めて予測及び評価すること。
- (7) 事業実施想定区域の周辺には、井戸沢断層があることから、風力発電機の設置等にあたっては、十分な地盤調査等により地層の状況を確認した上で、適切な施工計画を策定し、工事に伴う土砂災害が生じないようにすること。
- (8) 環境影響評価図書については、縦覧期間の終了後においても、インターネットによる

縦覧を可能にするなど、事業の周知徹底を図るほか、市民の利便性向上に努めること。

- (9) 方法書の住民説明会の開催にあたっては、住民が幅広く参加できるよう開催日時や場所等を設定するとともに、その周知にあたっては、複数の方法（地区の回覧版の活用等）により実施すること。

## 2 個別的事項について

### 【大気質】

事業実施想定区域の周辺には、多くの住居等が存在し、建設工事や資材の輸送等に伴う「窒素酸化物」及び「粉じん」による影響が懸念されることから、「窒素酸化物」及び「粉じん」による影響を適切に調査、予測及び評価できる手法を検討し、その検討結果を方法書へ具体的に記載すること。

### 【騒音及び低周波音】

- (1) 事業実施想定区域の周辺には、多くの住居等が存在し、「騒音」及び「低周波音」による影響が懸念されることから、風力発電機の配置にあたっては、住居等との十分な離隔距離を確保すること。また、低騒音型の機種を選定するなど、周辺環境へ配慮した計画とすること。
- (2) 「低周波音」は、地表面での吸収や空気吸収がほとんどなく、「騒音」に比べ遠方まで伝播することから、「低周波音」に係る調査範囲は広範囲に設定し、予測及び評価すること。

### 【水環境】

事業実施想定区域は、いわき市水道水源保護条例に基づく「水道水源保護地域」に指定されており、重要な水源地となっているほか、事業実施想定区域の周辺においては、沢水や井戸水を生活用水として利用していることから、森林の伐開や土地の改変などは最小限とし、水源地への影響を回避すること。

### 【動植物・生態系】

- (1) 事業実施想定区域及びその周辺では、クマタカの生息が確認されているほか、今後、新たな希少種の生息が確認される可能性もあることから、これら動物種に係る調査方法などは綿密に計画すること。
- (2) 風力発電機の設置などにあたっては、動植物への著しい影響を及ぼさない場所を選定し、特に豊かな生物多様性を誇る地域や渡り鳥のルートとなっている地域においては、風力発電機の設置を控えること。
- (3) 森林の伐開などによる改変や、風力発電機などの設置工事で発生する土砂や濁水の河川などへの流入により、水生生物や魚類への影響が懸念されることから、土地の改変などで発生する土量を抑制するとともに、土砂や濁水の河川などへの流入防止対策を実施

し、水生生物等への影響を回避すること。

- (4) 事業実施想定区域及びその周辺には、クマガイソウなどの希少性の高い植物の生育環境が存在する可能性があることから、植生に係る調査方法などは綿密に計画すること。
- (5) 緑化を行う場合にあつては、生物多様性を保全する観点から、在来種や地域固有種を用いること。  
また、法面緑化の場合にあつては、種の吹付けを着実に実行し、法面の崩壊が起こらないようにすること。

#### 【景観及び人と自然との触れ合いの活動の場】

- (1) 事業実施想定区域の周辺には、三株山や明神山など優れた眺望点が複数存在しており、事業の実施により景観への影響が懸念されることから、風力発電機の規模、塗色及び配置に関して複数案を検討し、その検討結果を方法書へ具体的に記載すること。
- (2) 風力発電機などの設置にあつては、可能な限り自然に溶け込ませることとし、周辺住民に圧迫感や威圧感を与えないよう配慮すること。
- (3) 事業実施想定区域の周辺には、登山者などに親しまれている三株山や明神山などがあることから、事業の実施にあつては、地元の登山愛好家や山岳会などから意見を聴取し、今後の計画に反映すること。

#### 【廃棄物及び発生土】

- (1) 風力発電機等の設置工事に伴い相当量の伐採木や廃土の発生が見込まれることから、その発生量を抑制するとともに、適切な処理方法について検討し、その検討結果を方法書へ具体的に記載すること。
- (2) 事業実施想定区域内における造成工事や切土量や盛土量などについて、方法書へ具体的に記載すること。
- (3) 発生土については、事業実施想定区域内の造成工事や、事業実施想定区域外の道路拡幅工事を含め算出し、原則現場での処理とすること。
- (4) 伐採木や廃土については、放射性物質の濃度を測定するとともに、関係機関と協議した上で、適切に保管・処分すること。

#### 【放射線の量】

事業実施想定区域には、東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故で放出された放射性物質が沈着している恐れがあることから、風力発電機等の設置工事にあつては、一般環境中への放射性物質の飛散等に十分配慮すること。

### 【電波障害及び風力発電機の影】

- (1) 事業の実施により、事業実施想定区域におけるテレビ電波、ラジオ電波及び無線電波への影響が懸念されることから、事前に事業実施想定区域の電波状況を把握するとともに、風力発電機は電波障害を回避するよう配置すること。
- (2) 事業実施想定区域の周辺には、多くの住居等が存在し、風力発電機の影（シャドーフリッカー）による日照障害が懸念されることから、風力発電機は住居等への影響を回避するよう配置すること。

### 【その他】

- (1) 事業実施想定区域には、国有林と民有林が含まれることから、風力発電機等を国有林へ設置する場合には、磐城森林管理署と協議すること。また、民有林に設置する場合には、森林法に基づく伐採届等の手続や国の造林補助事業等の有無について、いわき農林事務所及び市林務課と協議すること。

なお、民有林内の林道は、林業施業者の利用を想定して整備されており、大型車両は進入できないため注意すること。

- (2) 事業実施想定区域には、埋蔵文化財包蔵地である水界遺跡が所在していることから、事業の実施にあたっては、市文化振興課と協議すること。
- (3) 事業実施想定区域では、過去に大規模な産業廃棄物の不法投棄が発生していることから、事業の実施にあたっては、当該不法投棄による周辺環境への影響が生じないように配慮すること。
- (4) 事業実施想定区域は、都市計画区域外であり、中山間地域の自然や農業・農村環境を保全し、緑に抱えられた魅力ある地域づくりを促進していく区域である。また、市総合土地利用基本計画において、事業実施想定区域は、「森林保全・育成区域」及び「森林交流区域」と位置付けられており、自然保全のため開発を適正に規制・誘導し、土地利用を図る区域とされていることから、風力発電機の配置や工事計画を検討する際にあたっては十分配慮すること。

- (5) 一定規模以上（高さ 13m 超又は建築面積 1,000 m<sup>2</sup> 超）の建築物や工作物等の新築又は（面積 3,000 m<sup>2</sup> 超又は高さ 5m かつ長さ 10m 超の）土地の区画形質の変更（埋め立て又は干拓を含む）を行なう場合は、「いわき市の景観を守り育て創造する条例」により、大規模行為の届出が必要となることから、市都市計画課と協議すること。

また、同行為のうち、特に規模が大きいもの（建築物については高さ 31m 超又は延べ面積 15,000 m<sup>2</sup>、工作物については高さ 31m 超）については、景観への影響が顕著であると予測されるため、大規模行為の届出の前に事前協議書の提出が必要となることから、市都市計画課と協議すること。

さらに、一定規模（10,000 m<sup>2</sup>）以上の敷地での風力発電機に付属する管理施設及び変電設備を設置する施設である建築物については、市都市計画課と協議すること。

加えて、都市計画区域外において10,000㎡以上の土地の取引を行った場合は、国土利用計画法に基づく届出が必要となることから、市都市計画課と協議すること。

(6) 工事に伴う建設機材や資材等の運搬・移送にあたっては、道路の破損等に留意するとともに、周辺環境へ配慮した運行計画とすること。

また、運搬・移送により市道に破損等が生じた場合には、市道路管理課と協議の上、復旧すること。

(7) 工事施工時における防災計画書を作成するとともに、作成にあたっては、関係機関と綿密に協議して作成すること。

また、自然災害や施設不具合の発生時などにおいて、迅速かつ適切な対応が図られるようマニュアルなどを作成すること。